

vCJDの感染ルートの調査結果を踏まえた献血に係る対応(案)

1 英国・フランス滞在による献血制限について

	現在	改正案
・ 英国滞在歴	暫定1ヶ月以上	→1日以上
・ 仏国滞在歴	6ヶ月以上	→1日以上
	(80年～現在の滞在者)	(80年～96年の滞在者)
※ 97年以降の滞在は、両国とも6ヶ月以上		

- (1) vCJD患者の滞在歴が、英国24日間、フランス3日間であるため、予防的に滞在歴1日以上の方の献血を制限する。
- (2) (1)の措置を96年までの滞在者に行う理由は、
 - ① 両国で肉骨粉の流通禁止、特定危険部位等の対策が確実に行われた1996年以前の滞在者に対して制限を行う。
 - ② 欧米等諸外国の献血制限は、96年までに英国等欧州滞在了者(3～6ヶ月)であり、以降の滞在者の制限を行っていない。

2 献血制限の緩和について

vCJDのリスクが低くなったと考えられる2005年1月以降の欧州滞在了者の献血制限(英国を含むEU域内)を解除する。

- (1) 英仏等EU諸国のBSE対策の進展等に合わせた対応
 - ① EU全体の特定危険部位除去、肉骨粉の流通禁止(02年3月)
 - ② 2004年10月以降は、と畜時BSE検査月齢(30月齢)以下の牛もすべて肉骨粉禁止後に生まれたものとなる。
- (2) 国内における血液製剤の安定供給の確保

3 今後の予定

- (1) 本日夕刻に血液事業部会運営委員会を開催。
- (2) その後、安全技術調査会の意見を聞いた上で施行。施行までの間、速やかに措置を実施できる体制を整備するよう、日本赤十字社に対して指導する。

なお、本措置は、新たな安全性に係る科学的知見が得られるまでの当面の措置である。

献血時の制限に関する2月4日の暫定措置

		滞在国	通算滞在歴	滞在期間
A	①	英国	1ヶ月以上	1980年～
	②	アイルランド、イタリア、オランダ、スイス、スペイン、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル	6ヶ月以上	
B		アイスランド、アルバニア、アンドラ、オーストリア、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、デンマーク、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルグ	5年以上	

今回の変更後の措置案

		滞在国	通算滞在歴	滞在期間
A	①	英国、フランス	1日以上 (96年まで) 6ヶ月以上 (97年から)	1980年～ 2004年
	②	アイルランド、イタリア、オランダ、スイス、スペイン、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル	6ヶ月以上	
B	①	オーストリア、ギリシャ、スウェーデン、デンマーク、フィンランド	5年以上	
	②	アイスランド、アルバニア、アンドラ、クロアチア、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、バチカン、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、ノルウェー、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルグ	5年以上	1980年～